

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2026000257
- 2 契 約 名 除雪車両賃貸借
- 3 納 入 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号 外1か所
- 4 賃貸借期間 令和 8年12月15日 から
令和 9年 3月14日 まで
- 5 別 添 書 類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

仕 様 書

1 件名 除雪車両賃貸借

2 使用場所

- (1) 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号(大崎市民病院 本院)
- (2) 宮城県大崎市岩出山字下川原町84番地29(大崎市民病院岩出山分院)

3 車両の規格等

- (1) キャビン付タイヤショベル(ホイールローダー)

機体重量(総重量から作業装置の重量を除いたもの)は3トン未満とする。

各使用場所のバケット容量・台数は以下のとおりとする。

使用場所	バケット容量	台数
本院	0.5 m ³ 級	2 台
岩出山分院	0.4 m ³ 級	1 台

- (2) 車両の燃料は軽油とする。
- (3) 車両保証制度に加入していること(対人・対物無制限)。
- (4) 上記規格を満たす場合は、車両製造メーカーは不問とする。

4 納入期間

令和8年12月15日から令和9年3月14日まで(90日間)

5 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて調整又は履行期間の延長等の措置を講じる。

6 その他

- (1) 車両は、使用前点検の実施及び燃料を給油した上で、大崎市民病院本院構内及び大崎市民病院岩出山分院構内の指定された場所に納入すること。
- (2) 貸借期間中は、毎月1回の定期点検を実施し、その結果を本院については発注者へ、岩出山分院については管理課へ報告すること。
- (3) 車両の使用場所は大崎市民病院本院構内及び大崎市民病院岩出山分院構内とし、一部公道を走行する。
- (4) その他、この仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議の上、善処すること。
- (5) 賃借料は施設毎に請求するものとし、請求月日は請求月末日とし、毎月5日までに各施設の担当課に対して請求書を提出すること。

記号	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	除雪車両賃貸借 参考明細書						
1	本院						
	(1) 1台目						
	タイヤショベル（ホイールローダー）	0.5㎡級	3.0	か月			
	補償料（保険料）		90.0	日			
	車両運搬費		2.0	回			
	(2) 2台目						
	タイヤショベル（ホイールローダー）	0.5㎡級	3.0	か月			
	補償料（保険料）		90.0	日			
	車両運搬費		2.0	回			
2	岩出山分院						
	(1) 1台目						
	タイヤショベル（ホイールローダー）	0.4㎡級	3.0	か月			
	補償料（保険料）		90.0	日			
	車両運搬費		2.0	回			
	小計						
	消費税相当額	10.00%					
	合計						